

《利用者のために》

I 2008年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2008年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2008年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項及び漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	農林水産省 統計・情報 センター 調査員	
	海面漁業地域調査		
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	統計・情報 センター 調査員	自計調査 または オンライン調査
	内水面漁業地域調査		
流通加工調査	魚市場調査	統計・情報 センター 調査員	自計調査 または オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		

4 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

イ 漁業管理組織調査

沿海市区町村の区域内にある、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に係る漁業管理組織

ウ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合）

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

イ 内水面漁業地域調査

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項の内水面組合

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く）を凍結し又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）、販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）

5 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(7) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(4) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

- ウ 海面漁業地域調査
生産条件、活性化のための取組

(2) 内水面漁業調査

- ア 内水面漁業経営体調査
 - (7) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
 - (4) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況
- イ 内水面漁業地域調査
 - (7) 組合員数
 - (4) 生産条件、地域の活性化のための取組

(3) 流通加工調査

- ア 魚市場調査
魚市場の施設及び取扱高等
- イ 冷凍・冷蔵、水産加工場
事業内容、従業者数等

6 調査期日

平成20年11月 1 日現在で実施した。

7 調査方法

(1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配付・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとった。

(2) 流通加工調査

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配付・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

II 利用上の注意

1 報告書の構成

本報告書は、これまでに刊行した2008年漁業センサスに関する報告書に掲載した統計表のうち主要なものについて抜粋し取りまとめたものである。

2 調査の定義及び約束事項

(1) 海面漁業調査

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
------	--

過去1年間	平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間
-------	---------------------------

ア 漁業経営体調査

漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。
-------	--

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
------	------------------------

個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
-------	-------------------

団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
-------	--

会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社に含む。
----	---

漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
--------	--

漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
--------	-----------------------------

共同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
------	--

そ の 他	上記以外の経営形態をとる団体経営体をいう。
経 営 体 階 層	<p>漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。</p> <p>ア 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。</p> <p>大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。</p> <p>イ 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。</p> <p>上記ア以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。</p>
漁 業 層	
沿 岸 漁 業 層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中 小 漁 業 層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大 規 模 漁 業 層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁 業 種 類	漁業経営体が営んだ漁業種類（53種類）をいう。
営 ん だ 漁 業 種 類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
主 と す る 漁 業 種 類	漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。
漁 船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため）。</p>
無 動 力 漁 船	推進機関を付けない漁船をいう。
船 外 機 付 漁 船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動 力 漁 船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエ

	<p>ンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>
海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む）。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(7) 海上養殖施設での養殖</p> <p>a 漁船を使用しての養殖施設までの往復</p> <p>b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し</p> <p>c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業</p> <p>(4) 陸上養殖施設での養殖</p> <p>a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業</p> <p>b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除</p> <p>c 池及び水槽の見回り</p> <p>d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）</p> <p>e 収獲物の取り上げ作業</p>
漁業の陸上作業	<p>漁業に係る作業のうち、漁船、漁網等の生産手段の修理・整備、漁具、漁網、食料品の積み込み作業、出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ、悪天候時の出漁待機、餌の仕入れ及び調餌作業、真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業、自営漁業の管理運営業務で海上作業以外のすべての作業をいう。</p>
陸上作業最盛期の陸上作業従事者	<p>陸上作業の最も盛んな時期に陸上作業に従事した者（個人経営体の世帯員においては過去1年間に陸上作業に従事した者）をいう。</p>
出荷先	<p>過去1年間に漁獲物・収獲物を、漁業経営体が直接出荷した相手先を</p>

	いう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者	スーパー（量販店を含む。）や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。
生協	生協へ出荷している場合をいう。
直売所	直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。
自家販売	自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。
その他	上記以外の場合をいう。
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみであった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入が自営漁業以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。
自営漁業のみ	漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
世帯員 (個人経営体出身)	個人経営体出身で生活の拠点がその家にある者で、①住居と生計を共にしている者（血縁又は姻せき関係にない者も含む。）、②漁船に乗り込んでいる者、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で家を離れている者のうち、不在期間が1年未満の者（漁船含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。）、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は1年以上経過する見込みの者をいう。 なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしていない者は含めない。
漁業従事世帯員	満15歳以上で漁業従事日数にかかわらず過去1年間に漁業に従事した者（雇われて漁業の仕事のみに従事した者を含む。）をいう。

イ 漁業管理組織調査

漁業管理組織	以下の事項を全て満たしている組織をいう。 ① 漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織 ② 自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織 ③ 漁業管理について、文書による取決めのある組織 ④ 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が関与している組織
運営主体	漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。
漁業協同組合の 単一組織	漁業協同組合が漁業管理の運営主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の 連合組織	複数の漁業協同組合が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となって、漁業管

	理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の下部組織	漁業協同組合が組織した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の任意組織	漁業協同組合の組合員が、独自に組織した漁業種類別部会等が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業管理 漁獲の管理	漁期、漁具、操業水域等の規制、漁獲サイズ等の規制の管理を行うものをいう。
漁場の管理	漁場環境の保全、魚礁の設置、禁漁区の設置、操業水域の制限等の管理を行うものをいう。
漁業資源の管理	資源量の把握、漁獲枠の設定、漁業資源の増殖等の管理を行うものをいう。
管理対象漁業種類	漁業管理組織が対象とする漁業種類を以下の11種類に区分したものをいう。 小型底びき網、その他の底びき網、船びき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、採貝・採藻、その他の漁業、海面養殖業、その他
漁業管理組織の範囲	漁業管理組織に参加している漁業経営体が所在する範囲をいう。
ウ 海面漁業地域調査	
漁業権放棄	漁業協同組合の管轄区域内における、過去5年間（平成15年1月1日から平成19年12月31日まで。）の漁業権（共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権）の放棄をいう。
漁業権放棄の原因	
埋め立て	地先海面の埋め立てのため、漁業権を放棄したものをいう。
港湾・漁港の建設	港湾・漁港の建設又は増設のための埋め立てによって漁業権を放棄したものをいう。
道路建設	道路建設のための埋め立てによって漁業権を放棄したものをいう。
宅地造成	宅地造成のための埋め立てによって漁業権を放棄したものをいう。
工業用地造成	工業用地造成のための埋め立てによって漁業権を放棄したものをいう。
その他	上記以外の埋め立てによって漁業権を放棄したものをいう。
その他	埋め立て以外の原因によって漁業権を放棄したものをいう。
遊漁関係団体	釣船業協同組合、釣船センター組合、遊漁船組合や釣振興会等の遊漁

	の関係者により組織される団体をいう。
漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。
水産物直売所	地元産の生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設をいう。 なお、屋根付きの固定された店舗（構造は問わず、プレハブ等を含める。）で常設のものを対象とし、無人施設や自動車等による移動販売、インターネットによる販売は除く。
年間利用者数	過去1年間に水産物直売所に来場した人数をいう。

(2) 内水面漁業調査

内水面漁業	共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼（以下「調査対象湖沼」という。）において水産動植物の採捕の事業又は内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む養殖業をいう。
過去1年間	平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間

ア 内水面漁業経営体調査

内水面漁業経営体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。
湖沼漁業経営体	過去1年間に調査対象湖沼において水産動植物の採捕の事業又は養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。
養殖業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
経営組織	海面漁業調査の「経営組織」（5ページ）に同じ。
漁業種類	湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（11種類）をいう。 ①網漁業（5種類）：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、その他の網漁業 ②その他の漁業（4種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、その

他の漁業

③養殖業（2種類）：魚類養殖、その他の養殖

主とする漁業種類	過去1年間に行ったすべての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ漁業種類	過去1年間に行ったすべての漁業種類をいう。
養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（16種類）をいう。 ①食用（9種類）：にじます、その他のます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種、その他 ②種苗用（4種類）：ます類、あゆ、こい、その他 ③観賞用（2種類）：錦ごい、きんぎょ ④真珠（1種類）：真珠
主とする養殖種類	過去1年間に行ったすべての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ養殖種類	過去1年間に行ったすべての養殖種類をいう。
経営体階層	「主とする漁業種類」、「過去1年間に使用した漁船の種類」、「使用した動力漁船の合計トン数」により分類した階層（10階層）をいう。
湖沼漁業の湖上作業	湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。 ①漁船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業。 ②定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他湖上におけるすべての作業及び岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）。 ③地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上におけるすべての漁労作業及び陸上の引き子の作業。 ④漁船を使用しない採貝・採藻。 ⑤養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等湖上におけるすべての作業（真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。）。
湖沼漁業の湖上作業従事者	満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。

養殖方法 池中養殖	<p>養殖を目的として造られた人工の養殖池を使用して養殖を行うものをいう。</p> <p>なお、ため池、水田等を使用した場合でも、それ本来の目的ではなく、養殖を目的として使用した場合は池中養殖とした。</p>
止水式	<p>止水面で、水作り（プランクトンを適量発生させ、水の状況を良好にすること）によって養殖を行うものをいう。</p> <p>なお、溶存酸素を適量に保つため、動水機、その他の酸素混入機による水の流動のあるもの及び水質悪化を防止するための地下水あるいは河川水を注入しているものを含めた。</p>
流水式	<p>常時新しい水の流入、使用水の一部排出を行うことにより、魚の成育環境を良好にして養殖を行うものをいう。</p>
循環式	<p>使用水を循環ろ過して有害物質を取り除き養殖に使用可能な水質にまで浄化のうえ、再利用しながら養殖を行うものをいう。</p>
ため池養殖	<p>かんがい用、貯水用等養殖以外の目的に使用されている水面を利用して養殖を行うものをいう。</p>
網いけす養殖	<p>湖沼、池、河川等の広い水面の一部に設置した網いけすで養殖するものをいう。</p>
その他の養殖	<p>上記以外のものをいう。</p>
養殖作業	<p>養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）。</p>
養殖業従事者	<p>満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。</p>
世帯員	<p>個人経営体において、生活の根拠がその家にある者で、①住居と生計を共にしている者（血縁又は姻せき関係にない者も含む。）、②漁船に乗り組んでいる者、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で平成20年11月1日時点で家を離れている者のうち不在期間が1年未満の者、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した者又は経過する見込みのある者をいう。</p> <p>なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしていない者は含めない。</p>

保有漁船	過去1年間に使用した漁船のうち、平成20年11月1日時点で漁業経営体が管理運営している漁船をいう（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）。
無動力漁船	海面漁業調査の「無動力漁船」（6ページ）に同じ。
船外機付漁船	海面漁業調査の「船外機付漁船」（6ページ）に同じ。
動力漁船	海面漁業調査の「動力漁船」（6ページ）に同じ。
個人経営体の専業分類	海面漁業調査の「個人経営体の専業分類」（8ページ）に同じ。
自営漁業の後継者	海面漁業調査の「自営漁業の後継者」（8ページ）に同じ。
養殖池数	<p>養殖業に使用した養殖池（養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池や濾過池等は含まない。）の数をいう。</p> <p>なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える（漁網等の取り外しが可能な仕切りは含まない。）。</p> <p>また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。</p>
養殖面積	<p>養殖池の面積をいう。</p> <p>なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。</p>
漁獲物の販売金額	<p>過去1年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、湖沼における養殖の収穫物を含む。</p>
収穫物の販売金額	過去1年間に内水面養殖業の収穫物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。

イ 内水面漁業地域調査

内水面漁業地域	内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。
---------	---

漁場環境改善への取組	内水面組合において過去1年間に行われた、水産資源の回復・増殖、生息環境の整備などの取組。
遊漁承認証	内水面組合が遊漁規則を定め、遊漁者に対して発行する承認証をいう。
遊漁者への啓発・普及活動の取組	過去1年間に内水面組合において実施した遊漁者等に対する水産資源保護や遊漁マナー等の啓発や普及に向けた取組。
都市との交流活動の取組	過去1年間に内水面組合において実施した漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動等の取組。
漁業体験	海面漁業地域調査の「漁業体験」(11ページ)に同じ。
魚食普及活動	海面漁業地域調査の「魚食普及活動」(11ページ)に同じ。

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

魚市場	過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
過去1年間	平成19年1月1日～平成19年12月31日の期間
売場面積	水揚げ又は搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積をいう。
水産物卸売業者	卸売市場において、出荷者から販売の委託を受け、又は買い受けて卸売りする事業のうち、水産物を取り扱うものをいう。
水産物買受人	水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。
水産物の品質・衛生管理機器	
海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。
砕氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。 なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。

脱臭装置、排ガス処理装置	建物内の空気の清浄を目的とした装置。
水産加工機器	フィレマシーン、包装機などの水産物の1次加工、パック作業等を自動で行うための装置。
その他の	上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。
イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査	
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
過去1年間	平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間
事業所の形態	
個人	個人が事業所を営んでいる場合をいう。
会社	海面漁業調査の経営組織「会社」（5ページ）に同じ。
漁協、漁連、生産組合	水産業協同組合法第2条に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び漁業生産組合をいう。
水産加工組合、加工連	水産業協同組合法第2条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
その他の組合	名称中に「組合」又は「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。
その他の	上記のいずれにも該当しないものをいう。
冷蔵能力	常時10℃以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。 収容能力とは、壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高（床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方）を乗じ、これに90%を

	乗じた算定方法により算出した容積をいう。
凍結能力	通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。
従業者	以下の①～④のいずれかに該当する人をいう。 ①個人事業主及び無給の家族従業者 ②常勤の役員 ③雇用者（賃金・給与（現物支給を含む。）を支給されている人） ④出向・派遣受入者 なお、実務に携わらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。
常時従業者	上記の従業者のうち①及び②、並びに③又は④のうち、次の⑤～⑦のいずれかに該当する人をいう。 ⑤期間を定めずに従事している人 ⑥1か月を超える期間を定めて従事している人 ⑦平成20年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人
その他	常時従業者以外の従業者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人などをいう。
H A C C P 手法	食品製造における原材料から加工、出荷に至るまでの各段階で「安全性に害を与える要因を分析」し「危害発生の防止の上で重要な管理を行うべきポイント」を監視・記録することで、食品の安全性を確保する衛生管理手法のことをいう。

3 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

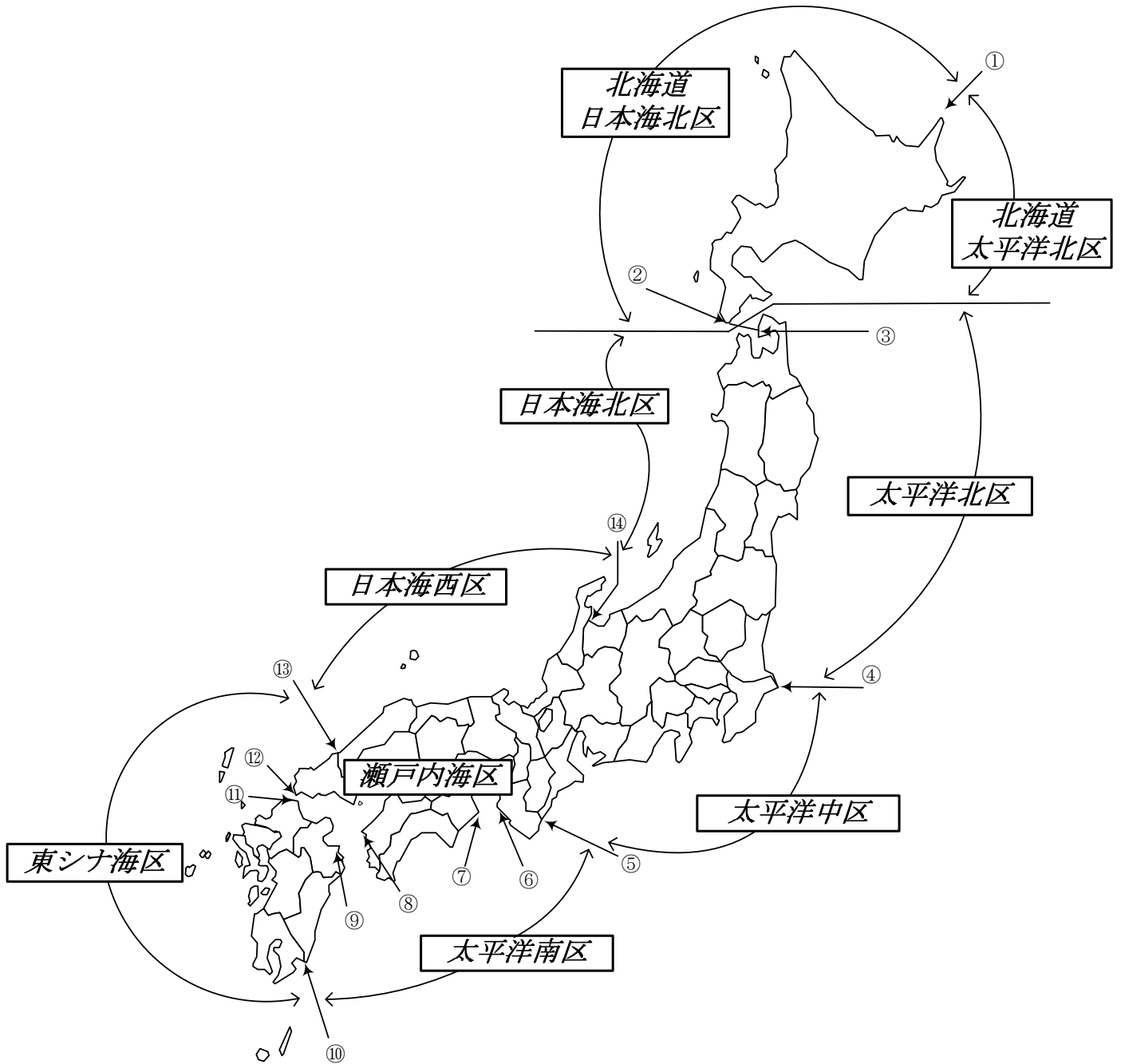
「△」： 負数又は減少したもの

4 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が3未満の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

5 大海区区分図



- ① 網走支庁と根室支庁の境界
- ② 北海道松前郡松前町と福島町の境界
- ③ 青森県下北郡佐井村とむつ市の境界
- ④ 千葉県と茨城県の境界
- ⑤ 和歌山県と三重県の境界
- ⑥ 和歌山県日高郡美浜町と日高町の境界
- ⑦ 徳島県海部郡美波町と阿南市の境界
- ⑧ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と川之石漁業地区の境界
- ⑨ 大分県大分市佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑩ 鹿児島県と宮崎県の境界
- ⑪ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田ノ浦漁業地区の境界
- ⑫ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
- ⑬ 山口県と島根県の境界
- ⑭ 石川県と富山県の境界

Ⅲ 2008年漁業センサスの主な改正点

2008年漁業センサスの実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

1 海面漁業調査

(1) 漁業従事者世帯調査の廃止

2003年漁業センサスまでは、漁業従事者世帯（過去1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯で個人経営体に該当しない世帯。）に対し、「漁業従事者世帯調査」を実施し、漁業従事者世帯に関する統計表を作成するだけでなく、個人経営体の世帯員と漁業従事者世帯の世帯員をあわせて漁業世帯員に関する統計表を作成していたが、近年の個人情報保護意識の高まりにより、漁業従事者世帯の正確な把握が困難となったことから調査を廃止した。これに伴い、漁業従事者世帯統計がなくなると共に、世帯員に関しては、個人経営体出身者のみを対象とする統計表を作成し掲載した。

(2) 漁業種類（漁業経営体調査）の変更

漁業種類について、まぐろ類養殖を追加したほか、小型底びき網漁業の細分化を廃止するなどの変更を行った。（図1）

(3) 経営体階層の変更

上記の漁業種類の変更などに伴い、経営体階層の区分を変更した。（図2）

(4) 経営組織の変更

2003年漁業センサスまでは、経営組織区分のひとつとして「官公庁・学校・試験場」を設けていたが、これらの多くは産業分類上「漁業」とは分類されていない。このため、2008年漁業センサスにおいては、これらのうち、都道府県の機関である栽培漁業センターや水産増殖センター等産業分類上「漁業」となる事業所のみ調査し、それらの経営組織区分を「その他」とした。

(5) 漁業就業者の変更

漁業就業者のうち、雇われて漁業に従事する者については、2003年漁業センサスまでは、沿海市区町村の漁業を自営していない世帯のうち、漁業経営体に雇われて漁業に従事した世帯員がいる世帯について「漁業従事者世帯調査」を実施して把握していたが、2008年漁業センサスにおいては、同調査を廃止し、雇い主である漁業経営体の側から、非沿海市区町村に居住している者を含めて把握した。

このため、2008年漁業センサスの調査結果には、非沿海市区町村に居住している漁業雇われ者が新たに加えられている。

(6) 調査項目の定義等の変更

ア 自営漁業の後継者

2003年漁業センサスでは、個人経営体の世帯員のうち自営漁業に従事した者について、後継者に該当するか否かを把握していたが、2008年漁業センサスでは後継者を幅広くとらえるため、自営漁業に限らず雇われて漁業に従事した人も範囲に含め、個人経営体としての後継者の有無を選択する方法に変更した。

イ 過去1年間の漁獲物（収獲物）の販売金額

2003年漁業センサスでは販売金額を実数で把握していたが、2008年漁業センサスではプライバシー意識の高まり等、調査環境の変化に対応するため、調査対象の販売金額を14の階層に分けて選択する方法に変更した。

このため、2008年漁業センサスでは「1経営体平均販売金額」の集計を行わない。

(7) 漁船統計の簡素化

調査対象の記入負担軽減の観点から、馬力数、竣工年、乗組員等、漁船に関する調査項目を大幅に削減したため、これらに基づく統計表は作成できなくなった。

(8) 漁業管理組織の変更

漁業管理組織調査においては、調査の効率的実施の観点から、調査対象を漁業協同組合に関連した組織に限定した。

(9) 海面漁業地域調査の変更

海面漁業地域調査においては、調査の効率的実施の観点から、地方公共団体、遊漁案内業者等を調査対象から除外し、調査対象を漁業協同組合に限定した。これに伴い、統計表の多くは「組合」を集計単位としている。

2 内水面漁業調査

(1) 調査対象の変更

ア 内水面漁業経営体における経営組織区分の変更

2003年漁業センサスまでは、経営組織区分のひとつとして「官公庁・学校・試験場」を設けていたが、これらの多くは産業分類上「漁業」とは分類されていない。このため、2008年漁業センサスにおいては、これらのうち、都道府県の機関である栽培漁業センターや水産増殖センター等産業分類上「漁業」となる事業所のみ調査し、それらの経営組織区分を「その他」とした。

イ 内水面漁業地域調査の調査対象の変更

内水面漁業地域調査においては、調査の効率的実施の観点から、地方公共団体、遊漁案内業者等を調査対象から除外し、調査対象を内水面に係る漁業協同組合に限定した。これに伴い、統計表の多くは「組合」を集計単位としている。

(2) 調査項目の定義等の変更

ア 自営漁業の後継者

2003年漁業センサスでは、個人経営体の世帯員のうち自営漁業に従事した者について、後継者に該当するか否かを把握していたが、2008年漁業センサスでは後継者を幅広くとらえるため、自営漁業に限らず雇われて漁業に従事した人も範囲に含め、個人経営体としての後継者の有無を選択する方法に変更した。

イ 過去1年間の漁獲物（収獲物）の販売金額

2003年漁業センサスでは販売金額を実数で把握していたが、2008年漁業センサスではプライバシー意識の高まり等、調査環境の変化に対応するため、調査対象の販売金額を12の階層に分けて選択する方法に変更した。

このため、2008年漁業センサスでは「1 経営体平均販売金額」の集計を行わない。

3 流通加工調査

(1) 調査方法の変更

「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）を活用したインターネット調査ができるようにした。

(2) 調査体系の変更

調査の効率的実施の観点から、水産物卸売業者及び水産物買受人への調査を廃止し、「魚市場調査」に統合した。これに伴い、「水産物流通機関調査」の「水産物卸売業者調査票」及び「水産物買受人調査票」を廃止するとともに、名称を「魚市場調査」に変更した。

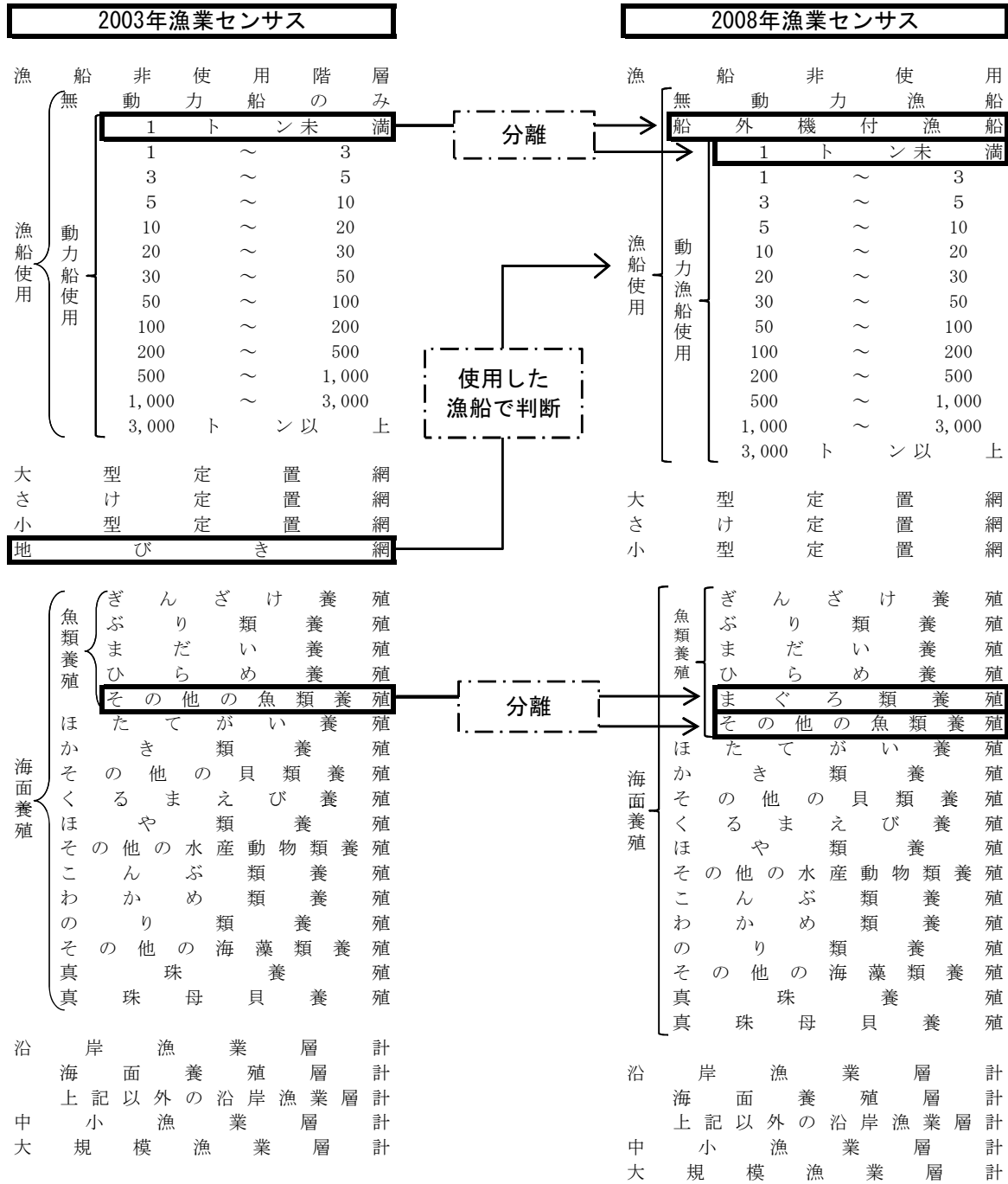
(3) 調査範囲の変更

冷凍・冷蔵、水産加工場調査においては、これらの工場が内陸部に進出している実態に応じて、調査範囲を2003年調査から非沿海市区町村まで拡大したところであるが、魚市場調査においても、国内における魚市場の全体構造を把握するため、非沿海に所在する魚市場を調査対象に加えた。

(4) 中央卸売市場の調査項目の変更

中央卸売市場については、2003年調査では、一部の調査項目（①水産物の品質・衛生管理施設への投資金額、②魚類の残滓等の廃棄物の再利用の取組など）についてのみ調査を行っていたが、魚市場の全体構造を明らかにするため、中央卸売市場についても地方卸売市場等と同様に、全ての調査項目について調査を行った。

図2 経営体階層の変更



IV 報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

第2分冊 関東・東海・近畿

第3分冊 中国・四国

第4分冊 九州・沖縄

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

第7巻 内水面漁業に関する統計

第8巻 流通加工業に関する統計

別冊1 2008年漁業センサス総括編

別冊2 THE 2008 CENSUS OF FISHERIES（英文統計）

V 連絡先

この報告書に関する問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話： 03-3502-8111 内線3660

03-3502-8467（直通）